

パブリックコメントに寄せられたご意見とその対応

- 意見募集期間：平成27年12月16日（木）～平成28年1月15日（金）
 ○意見提出件数：11件（5名）

1. 基本計画最終案の本文に加筆・修正したご意見

分野	ご意見（主旨）	計画への対応
相談体制	○ 国が策定した「地方消費者行政強化作戦」について、県はどう取り組むか整理が必要と考える。	○ 地方消費者行政強化作戦の趣旨は「どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備すること」です。 その趣旨は基本方針Ⅲの施策⑤「市町村相談体制の充実に向けた支援」や基本方針Ⅳの施策⑩「地域見守りネットワークづくりの推進」により反映しています。 <u>(P33、P43により反映済み)</u> また、第2章の2「(1)消費者行政体制の強化」に地方消費者行政強化作戦の内容を加筆しました。 <u>(P8に加筆)</u>
指標	○ 全体指標として、「クーリングオフ制度の認知度」を掲げているが言葉としての認知ではなく、「クーリングオフ制度の具体的な方法を知っている」といった目標とした方が良いと思われる。 <u>(P25)</u>	○ 「クーリングオフ制度」については、言葉だけ知っていても、実際に制度を使うことができなければ、消費者の自立を図る指標と言えません。 全体指標の説明書きを加筆しました。 <u>(P25に加筆)</u>
県民意見の反映	○ 「消費生活アドバイザー」等の消費者問題有資格者との懇談会を開催してほしい。	○ 第4章の基本方針Ⅰ・施策③「県民意見の反映」では、消費者団体等との意見交換会を実施することにしており、その中で、消費生活アドバイザー等の消費に関する有識者との意見交換会について加筆しました。 <u>(P30に加筆)</u>
消費者教育	○ 第2章の5「(3)消費者教育の充実」では、「消費者の自立」を記載しているが、『消費者トラブルに遭わない』ことだけではなく『トラブルの遭った際にある程度の正しい対処ができる』ことも含まれると思うので、表現を変えた方がよいのではないかと。 <u>(P21)</u>	○ 「消費者の自立」について文言を加筆しました。 <u>(P21に加筆)</u>

分野	ご意見（主旨）	計画への対応
消費者教育	<p>○ 第2章の5「(3)消費者教育の充実」では、消費者市民社会の概念を踏まえて、地球温暖化だけでなくフェアトレードや食品ロスに言及している点は良いと思う。(P21)</p> <p>ただし、これに対応する施策として、第4章の基本方針Ⅲ・施策⑦「消費者教育の総合的・一体的推進」の事務事業に掲げてある「グリーンコンシューマリズムの普及」については環境問題に特化した印象を受けるため、環境や社会問題に配慮した消費活動を意味する「エシカル消費」の方がより適切なものと感じる。(P38)</p>	<p>○ 基本方針Ⅲの施策⑦・事務事業の「グリーンコンシューマリズムの普及」を「環境や社会問題に配慮した消費活動の普及(エシカル消費)」に修正しました。(P38を修正)</p>

2. 基本計画最終案の本文に加筆・修正まで至らなかったご意見

分野	ご意見（主旨）	計画への対応
指標	<p>○ 各施策に個別指標を設けているが、その大半が「県が何をどれだけやるか」といったアウトプット指標にとどまっている。指標は本来「どのような効果が得られたか」というアウトカム指標であるべきと考える。</p>	<p>○ 11の施策の個別指標はアウトプット指標としていますが、全ての施策の達成度が全体指標に結びつくと考えていますので、効果の測定は、アウトカム指標である、全体指標で行いたいと考えております。(P25)</p>
消費者教育	<p>○ 小中高等学校に対する消費者教育の啓発資料の作成配布について、資料を配布しても利用されなければ効果が出ないと思う。</p> <p>各学校で1時間でも消費活動について考える時間が作られるとよいと思う。</p>	<p>○ 県では、小中高等学校で行われている消費者教育がより有意義なものになるよう、啓発資料を配布しており、今後も授業において活用されるよう、働きかけてまいります。</p> <p>また、高校では、県消費者センターで実施している消費生活出前講座を多くの学校で実施していただいております。未実施の学校にも活用の働きかけを行います。(P35～P36により反映済み)</p>
消費者教育	<p>○ パソコンやスマートフォン等を利用したワンクリック請求等の被害が若い世代だけでなく、高齢者世代においても増加している。</p> <p>高齢者に対し、有害サイトのアクセス制限を設けるべきだ。</p>	<p>○ 県では、高齢者に対して行う研修会や出前講座において、セキュリティソフトの導入やフィルタリング機能（有害サイトアクセス制限サービス）の活用など、高齢者の情報通信リテラシー（情報通信に関する知識や判断力）に関する消費者教育・啓発を進めます。(P38～P39により反映済み)</p>

分野	ご意見（主旨）	計画への対応
消費者教育	<p>○ 県民意識調査では、食品・製品の安全性や商品の表示問題について多くの人が関心があると回答している。<u>(P16)</u> 消費者教育の取組み中で、商品表示や製品の安全に関する教育・啓発機会について具体的に触れられていないので、基本計画に反映するか整理が必要と思う。</p>	<p>○ この計画で、消費者教育の対象となるものは、商品表示や製品の安全性なども含めて、消費生活全般に関わるものを指しており、個々の内容まで触れておりません。</p>
消費者教育	<p>○ 第4章の基本方針Ⅲ・施策⑨「地域における消費者リーダーの育成」では、消費者リーダーの育成について、『意欲のある者』に対して研修会を実施することは良いと思うが、『意欲のある者にするため』に何か施策を検討しているのか。<u>(P42)</u></p>	<p>○ 意欲のある者にするためには、まずは、消費者問題に関心を持ってもらうことが第一歩だと考えています。 このため、県では、消費者問題出前講座の実施や、様々な媒体による情報の提供、さらには消費者月間(5月)における集中的な広報啓発などに取り組んでおり、今後も継続していくこととします。<u>(P34により反映済み)</u></p>
高齢者見守り	<p>○ 一人暮らしの高齢者は消費者トラブルに遭いやすいと考える。 警察だけではなく、行政を中心として、有識者、相応の相談対応が出来る県民などで構成される組織を作り、個別訪問が出来る体制づくりが早急に必要だと思う。<u>(P43)</u></p>	<p>○ 県では行政や警察、医療、福祉などの様々な関係者を構成員とする、市町村の地域見守りネットワークづくりを推進します。<u>(P43により反映済み)</u> また、警察や関係機関と連携して高齢者宅の個別訪問を行います。<u>(P45により反映済み)</u></p>